

大和市勤労者サービスセンター規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この会は、大和市内の中小企業に働く勤労者等の福利厚生を増進と生活の安定を図り、併せて当該事業所の発展に資することを目的とする。

(名称及び所在地)

第2条 この会は、大和市勤労者サービスセンター（以下「センター」という。）といい、事務所を大和商工会議所内におく。

(定 義)

第3条 この規約において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 常時雇用する従業員の数が、300人以下の法人及び個人の事業所をいう。
- (2) 勤労者等 大和市内の事業所に勤務する中小企業の勤労者とその事業主及び大和市外の中小企業に勤務する大和市民をいう。
- (3) 会 員 センターの会員の資格を取得した勤労者等をいう。

(事 業)

第4条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 会員の福利厚生に関する事業
- (2) 会員の共済給付に関する事業
- (3) 会員に対する生活資金の融資等に関する事業
- (4) その他、センターの目的達成のために必要な事業

第2章 会 員

(加入資格)

第5条 会員になることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大和市内の中小企業に勤務する勤労者等
- (2) 大和市内在住で、市外の中小企業に勤務している者
- (3) その他、理事長が特に必要と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、加入時において休業している者は、会員になることができない。

(会員の種類)

第6条 会員の種類は、中小企業が、一括して加入する「企業加入会員」及び個人で加入する「個人加入会員」の2種類とする。

(入会手続)

第7条 センターに加入しようとする者は、加入申込書(第1号様式)及び関係書類を理事長に提出し、入会の承認を得た後は、速やかに入会金及び会費を納入しなければならない。

2 理事長は、入会を承認した時は、会員証を交付するものとする。

(資格取得の時期)

第8条 会員たる資格は、前条の入会手続を完了した日の翌月1日から発生する。

(入会金)

第9条 入会金の額は、会員1人につき500円とし、個人加入会員以外は事業主が負担する。

2 既納の入会金は、返還しない。

(会費)

第10条 会費は、会員資格を有する者1人につき月額500円とし、原則として従業員と事業主が半額ずつ負担する。

2 既納の会費は、会員が退会した場合には、退会の届出のあった月の翌月以降の会費を返還するものとする。

(会費の納入方法)

第11条 会員は、会費を3か月分前納で、3月、6月、9月、12月に指定預金口座から口座振替により納入するものとする。

2 前項の規定する会費の振替金額は、振替月の前月末現在の会員数に前条第1項に規定する1人あたりの会費の額を乗じた金額とする。

3 第1項の規定による会費の納入が困難な場合は、別に定める方法により納入するものとする。

(変更届)

第12条 会員となった後、入会時に届けた事項に変更が生じたときは、速やかに変更届(第2号様式)を提出しなければならない。

(資格の喪失)

第13条 会員が次の各号の一に該当したときは、会員の資格を喪失する。

(1) 第5条の会員資格を失ったとき。

(2) 会費を6か月以上滞納したとき。

- (3) センターの規約に基づき、事務局が指定する必要な書類(事務要綱による)の提出が定められた期限までに行われなとき。

(退 会)

第14条 センターを退会しようとする会員は、退会届(第3号様式)に会員証を添えて速やかに理事長に提出しなければならない。

2 退会届を提出できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 企業加入会員が退会したときは、当該企業の事業主とする。

(2) 個人加入会員が退会したときは、会員本人とする。

(3) 会員の死亡による退会は、事業主又は家族とする。

3 会員の退会日は、届け日の属する月の末日とする。ただし、死亡による退会日は死亡日とする。

(除 名)

第15条 会員が次の各号の一に該当したときは、理事会の決定によって除名することができる。

(1) センターの事業を妨げる行為をしたとき。

(2) センターが行なう事業その他の届出事項について、虚偽の申請をしたとき。

(3) センターの規約に反し、又はセンターの信用を失わせるような行為をしたとき。

3 役 員

(種 類)

第16条 センターに次の役員をおく。

(1) 理事 10人以上20人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長、1人を常務理事とする。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、理事会で選任し、理事は互選で理事長、副理事長及び常務理事を定める。

2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

3 理事及び監事の選出方法は、理事会において別に定める。

(理事の職務)

第18条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、理事長があらかじめ定めた順位により職務を代理する。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、センターの常務を掌理する。

4 理事は、理事会を構成し、センターの業務の執行を決定する。

(監事の職務)

第19条 監事は、センターの業務及び会計に関し、次の各号に規定する職務を行なう。

(1) センターの会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計の状況及び業務の執行について不正の事実を発見したときは、理事会に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会を招集すること。

(任期)

第20条 役員任期は2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第21条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事現在数の過半数以上の議決により解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められたとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行なう理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第22条 役員は、無給とする。ただし、常時勤務する役員に限り、報酬を支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

4 顧問

(顧問)

第23条 センターに顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

3 前項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 理事会

(理事会)

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第25条 理事会は、センター運営に関し、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の制定及び改廃についての事項
- (2) 事業計画及び収支予算の決定に関する事
- (3) 事業報告及び収支決算の承認に関する事
- (4) その他運営に関する重要事項

(開催)

第26条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき。
- (2)理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面によって召集の請求があったとき。
- (3)監事から第19条第4号の規定に基づいて召集の請求があったとき。

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集し、議長は理事長が行なう。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日前7日までに通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、通知期限を短縮することができる。

4 理事会は、構成員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数により決し、可
否同数の場合は議長の決するところによる。

第6章 事業計画等

(事業の運営)

第28条 事業を円滑に運営するために、理事会の議決を得て別に規程、細則等を定めること
ができる。

(事業年度)

第29条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第30条 センターの経費は会費、入会金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第31条 センターの事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、その年度
開始前に理事会の議決により定める。これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変
更については、この限りでない。

(事業報告及び収支決算)

第32条 センターの事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が経理規定に基づき
帳簿等作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3ヶ月以内に理事会の承認を得なければ
ならない。

第7章 事務局

(事務局及び職員)

第33条 センターの業務を処理するために事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要な職員、その他、必要に応じて嘱託職員又は臨時職員を置
くことができる。

3 事務局長及び職員は理事長が任命する。

第8章 補則

(委任)

第34条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、理事長が、理事会の議決を経て定める。

附 則

- 1 この規約は、平成5年11月1日から施行する。
- 2 センターの設立当初の役員は、第21条第1項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとする。又、評議員及び役員の任期は、第23条第1項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。
- 3 センターの設立当初の事業年度は、第26条の規定にかかわらず、設立日から平成6年3月31日までとする。
- 4 センターの設立当初の事業計画及び予算は、第18条第1項第2号の規定にかかわらず、設立準備会の定めるところによる。

附 則

- 1 この規約は、平成9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規約第21条第2項の規定に基づき、施行日以後最初に選出された常務理事の任期は、改正後の規約第23条第1項の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、理事会の議決の日から施行し、平成14年3月18日から適用する。ただし、改正前に選出された評議員の任期は、平成14年2月28日までとする。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年11月1日から施行する。